

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（議案第 8 5 号）

職員課

1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 前橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。
- (2) 前橋市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。
- (3) 前橋市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。
- (4) 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される前橋市職員の処遇等に関する条例
職員の派遣に係る規定において、地方公務員法の引用条項を改める。
- (6) 公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例
職員の派遣に係る規定において、地方公務員法の引用条項を改める。
- (7) 前橋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴い、当該職員の給与等に関し別に条例を制定するため、次のとおり規定の整備を行う。
 - ア 題名を「前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。
 - イ 非常勤の一般職の職員の報酬及び費用弁償に係る規定を削る。
- (8) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。
- (9) 前橋市職員の退職手当に関する条例
会計年度任用職員制度の創設に伴う規定の整備を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日